

河内地区

I 協議体の概要

会議名	ふれ愛 支えあう かわち		
設置年月日	令和2年10月16日	開催頻度	12回/年
構成団体 (◎: 事務局)			
○ 自治会連合会	○ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	◎ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	○ 福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他 (高齢者福祉施設, 障がい者福祉施設)	
設置方式			
新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用 (河内地区福祉のまちづくり計画推進委員会) <input checked="" type="radio"/> ※ 「河内地区福祉のまちづくり計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進する組織		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時期	内容		
平成28年 4月	河内地区福祉のまちづくり部会 (メンバー: 自治会連合会, 民児協, 地区社協, 老人クラブ, 福祉協力員) → 地域包括ケアシステムについて共通理解を図り, 地域課題の検討を行った。		
平成29年 7月	第1回策定委員会 → 計画策定に向けた住民座談会について検討を行った。		
8月	計画策定に向けた住民座談会 (参加者: 地域住民86名) → 「近所付き合いを通じた地域の“支え合い”“助け合い”「河内の良さと課題」について意見交換を行った。		
平成31年 3月	福祉のまちづくり計画推進委員会 (メンバー: 自治会連合会, まち協, 地区社協, 民児協, 福協員連絡会, 市社協等) → 「河内地区福祉のまちづくり計画」策定		
12月	第1回推進委員会 → 計画の実施に向けた, 今後の方向性について検討を行った。		
令和 2年 7月	福祉のまちづくり計画推進委員会 → 第2層協議体について共通理解を図った。		
9月	福祉のまちづくり計画推進委員会 → 委員会を第2層協議体として位置付けることについて合意形成を図った。		
10月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 福祉のまちづくり計画策定にあたり実施した住民座談会の結果, 福祉マップの活用 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 「笑顔であいさつ運動」を通じた地域のつながりづくり 市内各地の生活支援ボランティアに係る情報収集 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 「笑顔であいさつ運動」等, 取組の周知活動 手作りマスクの配付を通じた地域のつながりづくり 		

II 取組事例

【笑顔であいさつ運動の実施】

内 容： 立哨活動を行い、駅利用者や地域住民に対してあいさつの日の周知や「笑顔であいさつ」「声かけ」を行った。参加者は、お揃いのベストを着用し、のぼり旗やポスターを掲げながら活動を行った。

【立哨活動の様子】

【実施状況】

日 時 令和2年12月1日（火）7：00～8：00
場 所 JR岡本駅（西口・東口）
参加者 27名（福祉のまちづくり計画推進委員会委員，地域包括支援センター，市社協職員等）



効果（検討中の場合は，期待する効果）

「笑顔であいさつ」をキーワードとした，助け合いの地域づくりに向けた意識の醸成

【障がいについての理解促進】

内 容： 障がいや地域共生社会についての理解促進を図り，障害があってもなくても，誰もが暮らしやすい地域づくりを推進するため，宇都宮市保健所の保健師を招き，障がい者週間に合わせて，精神障害をテーマに研修会を行った。

【研修会の様子】

【実施状況】

日 時 令和4年12月6日（火）10：00～12：00
場 所 河内総合福祉センター（大会議室）
参加者 47名
(地区社会福祉協議会，福祉のまちづくり計画推進委員会委員，自治会連合会，民生委員・児童委員等)



効果（検討中の場合は，期待する効果）

障がいがあってもなくても，誰もが暮らしやすい地域づくりに向けた意識の醸成

【活動の啓発強化】

内 容： 住民がお互いに支え合い助け合い，人に優しい地域づくりを推進するために，見守りの具体的な活動内容「ふれ愛ミーティングのススメ」などを記載した「ふれ愛 ささえあう かわち通信」を創刊し，各世帯や各種団体に約9,600部配布。活動の啓発強化を図った。

【ふれ愛 ささえあう かわち通信】



効果（検討中の場合は，期待する効果）

地域における見守りに関する活動等，第2層協議体での取組の周知

#

III 協議体を設置して，良かったこと

自治会や地区社協，民児協等をはじめとした多様な関係者が集まり，地域の課題や取組について議論を行う場ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 「笑顔であいさつ運動」の継続的な実施，周知活動の展開
- ・ 生活支援ボランティアの検討

河内地区福祉のまちづくり計画推進委員会設置運営要領

(設 置)

第1条 河内地区の小地域福祉活動推進の指針となる、福祉のまちづくり計画（小地域福祉活動計画：以下「計画」という）の進行管理を行うことを目的に、河内地区福祉のまちづくり計画推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次の通りとする。

- 2 計画の進行管理を行う。
- 3 計画の見直しを必要に応じて行う。

(委 員)

第3条 委員は、河内地区社会福祉協議会、福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長、まちづくり協議会、老人クラブ、地域包括支援センター等の河内地区の関係機関・団体の代表者等をもって充てる。

- 2 宇都宮市社会福祉協議会職員をオブザーバーとして置くことができる。
- 3 委員の任期は、各年度4月1日より翌年3月31日までとする。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 3名
 - (3) 部会長 3名
 - (4) 副部会長 3名
- 2 副委員長は部会長を兼務する。
 - 3 本会に顧問を置くことができる。

(役員選出)

第5条 委員長は、河内地区社会福祉協議会会長をもって充て、副委員長兼部会長及び副部会長は委員長が指名し、委員会で承認を得る。

(職 務)

第6条 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 部会長及び副部会長は、施策の進行管理にあたる。
- 4 顧問は、委員長の諮問に応じ、本会運営に助言することができる。

(会 議)

第7条 会議は、委員長が招集する。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、河内地区社会福祉協議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この要領に定める事項のほか、委員会運営に必要な事項は、河内地区社会福祉協議会、及び宇都宮市社会福祉協議会において協議し、委員会の承認を得る。

附 則

この要領は、平成29年6月14日から施行する。

この要領は、令和元年11月1日から一部改正施行する。

この要領は、令和元年12月20日から一部改正施行する。

河内地区福祉のまちづくり計画策定推進委員会設置運営要領の一部改正

新	旧
<p>(設置) 第1条 1 (略)</p> <p>(所掌事務) 第2条 1～3 (略)</p> <p>(委員) 第3条 委員は、河内地区社会福祉協議会、福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長、まちづくり協議会、老人クラブ、地域包括支援センター等の河内地区の関係機関・団体の代表者等をもって充てる。</p> <p>2 <u>宇都宮市社会福祉協議会職員をオブザーバーとして置くことができる。</u></p> <p>3 委員の任期は、各年度4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(役員) 第4条 委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 委員長 1名</p> <p>(2) 副委員長 3名</p> <p>(3) 部会長 3名</p> <p>(4) 副部会長 3名</p> <p>2 副委員長は部会長を兼務する。</p> <p>3 本会に顧問を置くことができる。</p> <p>※以下条文繰り下げ</p> <p>(役員選出) 第5条 委員長は、河内地区社会福祉協議会会長をもって充て、副委員長兼部会長及び副部会長は委員長が指名し、委員会で承認を得る。</p> <p>(職務)</p>	<p>(設置) 第1条 1 (略)</p> <p>(所掌事務) 第2条 1～3 (略)</p> <p>(委員) 第3条 委員は、河内地区社会福祉協議会、福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会長、まちづくり協議会、老人クラブ、地域包括支援センター等の河内地区の関係機関・団体の代表者、<u>及び宇都宮市社会福祉協議会の職員等</u>をもって充てる。</p> <p>[追加]</p> <hr/> <p>2 委員の任期は、各年度4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(委員長及び副委員長) 第4条 1～3 (削除)</p> <p>[追加]</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>[追加]</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>[追加]</p>

<p>第6条 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。</p> <p>2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>3 部会長及び副部会長は、施策の進行管理にあたる。</p> <p>(会 議)</p> <p>第5条 1 (略)</p> <p>(庶 務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、河内地区社会福祉協議会事務局が行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要領に定める事項のほか、委員会運営に必要な事項は、河内地区社会福祉協議会、及び宇都宮市社会福祉協議会において協議し、<u>委員会の承認を得る。</u></p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年6月14日から施行する。</p> <p>この要領は、令和元年11月1日から一部改正施行する。</p> <p><u>この要領は、令和元年12月20日から一部改正施行する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(会 議)</p> <p>第5条 1 (略)</p> <p>(庶 務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、河内地区社会福祉協議会事務局、<u>及び宇都宮市社会福祉協議会地域福祉課</u>が行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要領に定める事項のほか、委員会運営に必要な事項は、河内地区社会福祉協議会、及び宇都宮市社会福祉協議会において協議の<u>う</u>え定めることとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成29年6月14日から施行する。</p> <p>この要領は、令和元年11月1日から一部改正施行する。</p> <p>_____ [追 加] _____</p> <p>_____</p>
--	--